

令和3年第24回教育委員会定例会

開会年月日 令和3年12月17日(金)

場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 教育長 堀 和 夫
 同 委員 中 田 尚 代
 同 委員 坂 口 節 子
 同 委員 高 柳 誠
 同 委員 仲 山 英 之

議 題

1 協議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
- (2) 令和3年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

2 報告

(1) 教育長報告

- ① 令和3年度練馬区登録文化財に係る諮問について
- ② 区立中学校における個人情報の不適切な取扱いについて
- ③ 令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金））について
- ④ 練馬区立東大泉児童館、練馬区立東大泉児童館学童クラブおよび練馬区立東大泉児童館第二学童クラブの指定管理者の選定について
- ⑤ 練馬区立地域子ども家庭支援センター運営業務委託事業者の決定について
- ⑥ その他

開 会 午後 3時30分

閉 会 午後 4時33分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	木 村 勝 巳
教育振興部教育総務課長	櫻 井 和 之
同 教育施策課長	枝 村 聡
同 学務課長	杉 山 賢 司
同 学校施設課長	牧 山 正 和
同 保健給食課長	唐 澤 貞 信
同 教育指導課長	谷 口 雄 麿

同	副参事	山	本	浩	司
同	学校教育支援センター所長	小	野	弥	生
同	光が丘図書館長	清	水	優	子
こども家庭部長		小	暮	文	夫
こども家庭部子育て支援課長		山	根	由	美子
同	こども施策企画課長	柳	下		栄
同	保育課長	清	水	輝	一
同	保育計画調整課長	吉	川	圭	一
同	青少年課長	石	原	清	年
同	練馬子ども家庭支援センター所長	橋	本	健	太
地域文化部文化・生涯学習課長		稲	永	陽	子

教育長

ただいまから令和3年第24回教育委員会定例会を開催する。

案件に沿って進めさせていただく。

本日の案件は協議2件、教育長報告5件である。

報告の①番、令和3年度練馬区登録文化財に係る諮問については、区長部局に補助執行をお願いしている文化財の案件である。所管課長である文化・生涯学習課長にご出席いただいているため、最初に行いたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただきます。

(1) 教育長報告

① 令和3年度練馬区登録文化財に係る諮問について

教育長

それでは、案件に入る。

初めに、教育長報告である。

本日は報告が5件あるが、ただいまお諮りしたとおり、報告の①番のみ先に行う。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第21条に、教育委員会の職務権限という条項がある。その第14項に記載があるが、文化財の保護に関することについては、教育委員会の職務権限となっており、教育委員会が管理し、執行することとされている。練馬区においては、管理執行の権限は教育委員会とし、区長部局がその事務を補助執行するという形を取っている。

それでは、報告①番について説明をお願いします。

文化・生涯学習課長

資料に基づき説明

教育長

ありがとう。

それでは、ご意見、ご質問等があれば、お願いします。

仲山委員

文化財に登録するときは、どのような基準をクリアすると登録されるのか。

文化・生涯学習課長

文化財の登録・指定については、文化財保護審議会というのがあり、教育長から文

化財の諮問を受けて、文化財保護審議会で審議をして、それを教育長に答申して決定をするものである。

仲山委員

そうすると、審議会の方が文化財に登録するのにふさわしいのか審議し、登録が可能になるというわけか。

文化・生涯学習課長

そのとおりである。文化財の保護は登録と指定があるが、その文化財の地区にとって必要なものを登録し、さらに重要なものを指定文化財として指定するものである。

仲山委員

どうもありがとう。

教育長

ほかにないだろうか。
坂口委員どうぞ。

坂口委員

この半鐘は今でも実際に使われていて、音を聞くことができるのか。

文化・生涯学習課長

私も実際見てきたが、妙福寺の半鐘については、実際現在も使っている。法会等の前に合図に使っている。

教育長

私からも質問だが、鐘と半鐘というのはどう違うのだろうか。登録文化財、指定文化財をとするにあたって、このようなものだったら登録文化財の、あるいは指定文化財の候補になるなど、そのような基準があるのか。

文化・生涯学習課長

梵鐘と半鐘の違いだが、あまり明確にはなくて、いろいろと調べてもらったが、1つには、まず大きさが違うこと、そしてもう一つは、梵鐘というのは時を告げるものをそのように呼んでいるようである。

教育長

指定文化財と登録文化財について、どういったものを候補にするのかということについてはどうか。

文化・生涯学習課長

どれを登録するかということだが、今回3点は、江戸時代、ある程度古いもの、古くて文化財の価値があるものを登録しているものである。

これまでも何点か登録をさせていただいているものであって、今回江戸時代の作品ということで登録をさせていただくものである。

教育長

普通半鐘というと、何か江戸時代の火事が起こったときにそれを知らせるような、もう少し小さい鐘のようなものをイメージする。

ほかにご質問等はないか。

仲山委員

せっかくの機会なのでお聞きしたい。文化財に登録されているのと登録されていないのでは、どのように違いが生じるのか。

文化・生涯学習課長

文化財に登録・指定されると、奨励金等を出している。

仲山委員

勝手に処分できなくなるなど、そのような違いはないのか。例えば文化財に登録していない場合は、所有者が勝手に処分しても構わないが、登録されるとそれができないというようなことはないのか。

文化・生涯学習課長

仲山委員のおっしゃるとおり、登録や指定をされていないと、処分をされても教育委員会、行政のほうから何らお話をすることはないが、登録や指定をさせていただくと、場所を移す、処分する場合など、そういった場合には届出をしていただくことになっている。

仲山委員

どうもありがとう。

教育長

よろしいか。

それでは、以上でよろしいか。

それでは、文化・生涯学習課長はここでご退席いただく。

その他の報告については後ほど行うこととする。

(2) 令和3年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

教育長

次に協議案件である。

協議の(2)令和3年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について、継続で審議させていただいている。

前回、各委員から評価案についてご意見をいただき、本日は前回いただいたご意見を踏まえて修正したものを資料としてご提示させていただいている。

それでは、資料の説明をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

ありがとう。

前回のご意見を踏まえて、31ページと49ページの修正をしている。全体を踏まえて、ご意見等があったらお伺いをする。

仲山委員

細かいことで恐縮なのだが、23ページの特記事項の1行目に、「家庭環境に関わらず、教育の機会の均衡を図るため」と書いてあるが、ここは機会の均等のほうがよいのではないか。この文章全体は、実は私が書いたものだが、少し修正して改良していただいたところが今の部分である。

教育総務課長

この単語の使い方についてだが、調べさせていただいて、一般的に使う表現にしたいと思う。大変申し訳ないが、事務局のほうにお任せいただければと思う。よろしくお願いします。

教育長

それでは、申し訳ないが、事務局で調べさせていただきたいと思う。

ほかにないか。

高柳委員どうぞ。

高柳委員

前日もこの件についてはお話しさせていただいたので、評価はこれで私はいいと思う。

この点検・評価表について、変更などではないが少々この間と同じこととお話しさせていただきたい。

1ページ、教育の質の向上のところ、この間もお話したが、この1-①の学力・体力・豊かな心が調和した学びの充実ということについては、やはり教育の本質の目標に関わるところで、教育基本法の中でも、教育の目的に関わるところである。非常に大事なところだと思うが、この間も少々お話しさせていただいたとおり、具体策が、豊かな心や、体力についてはあるが、学びの充実というところは英語活動の充実の他には、

少々全体に関わるということである。この間もお話しさせていただいたが、ぜひ、これをまず重点的に行い、その後、ぜひ理数教育の充実に取り組んでいただきたい。これはもう2、30年前からずっと学習指導要領の中に入れられ、言い続けられて、いまだにずっと言われているところだが、大事なところである。あとは国語力の育成については基本になるので、具体的な施策について、この間少々お話しさせてもらったとおり、小学校高学年からの専科制、教科担任制というところで、こういうものをもっと徹底的にやっていくとか、それから、数学検定など、英語検定と同じようなものを取り入れていくなど、ぜひ具体的に検討いただきたい。これがある程度成果を出したら、次にもっと質の高い教育ということで、次の段階へ進んでいただければありがたいと思っている。

2点目だが、13ページの家庭や地域と連携した教育の推進についてである。これもこの間お話しさせていただいたことと同じである。これも非常に大事なことで、もう20年、30年前からずっと言われ続けていることで、様々な施策が取り入れられている。もう言うまでもないようなことだが、これが大事である。今幾つかの自治体でやっているが、その区市や、地域の魅力を積極的に発信して、そして体験するような教育の推進ということを今、強く打ち出している自治体がある。これはなぜかという、もう言うまでもないことだが、少子化が進んで、地域によっては人口減少に悩んでいる。そういうときに、今の子供たちは将来の市民や区民になるわけである。20年、30年後に家庭を持ったとき、または自分1人で自立したときに、自分が子供のときに過ごしたところに戻ってきたい、こういうよさがある、こういう魅力があるから戻ってきたいと思えるように、子供を育てる。そういうようなことを本当に、危機意識を持って取り組んでいる自治体がたくさんある。まだ練馬区は多少人口が増加しているが、おそらく危機意識を持って取り組んでいる課もあると思う。ぜひそういう意味で、本当に練馬区の強みというか、よさを活かしてほしい。昔からの練馬区といえば、やはり農業をするのも大事だと思う。それからアニメや、映画、そういう映像文化、そういうものを子供のうちから体験して、そして大人になって、またこの練馬区で住みたくなるというように、1回離れるかもしれないが、また住みたいと思うような教育をできるだけ次の段階でしていただきたい。家庭や地域の連携というところから一歩踏み出して、やはり家庭や地域に、地域の魅力や強みなどを発信して体験させる、こういう教育活動をぜひ次の段階で推進してもらえればありがたいと思っている。

以上である。

教育指導課長

高柳委員からのお話、大変ありがたい。私どももこの理数教育の充実、国語力の充実・向上というところは、やはり過大視していきたいと思う。ご指摘いただいた内容の中にあつたとおり、教科担任制の導入が今後図られていく中で、やはり授業の質の向上を図ることによって、子供たちのそれぞれの国語力や理数教育、理数の力を充実、向上させていきたいと考えている。

それから、地域の魅力を発信し、体験させるという言葉をいただいた。特色ある教育活動である練馬のこの都市農業を、ぜひ今後も小学校、中学校の教育課程に導入して、

さらにこの活動を充実していきたいと考えている。

また、もう一つ加えて申し上げると、義務教育9年間の小中一貫教育を、さらにこれも充実をさせながら、連続的で系統的な指導の在り方を探っていききたいと考える。

以上である。

教育長

よろしいか。ほかにあるか。

それでは、ないようであれば、ただいま確認をさせていただいた部分を修正して、点検・評価に記載したものを報告書として決定させていただきたいと思う。

この報告書については、後日事務局での修正が完了次第、各委員の皆様方に配付するとともに、既に前回議決いただいた有識者の皆さんに送付させていただきたいと思う。

なお、有識者の方のご意見、ご助言を反映させた報告書については、改めて教育委員会に議案として提出をさせていただく予定である。

それでは、この協議案件については、本日のところは継続とさせていただきたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

ありがとう。それでは、そのようにさせていただく。

(1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

教育長

その他の協議案件である。協議の(1)旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置については、本日のところは継続として、次回以降の協議としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただく。

(1) 教育長報告

② 区立中学校における個人情報の不適切な取扱いについて

教育長

次に、教育長報告である。

先ほど報告の①を行ったため、残りの4件の報告について報告をさせていただく。
まず、報告の②番についてお願いします。

副参事

資料に基づき説明

教育長

ご質疑等あればお願いします。
中田委員どうぞ。

中田委員

このリーフレットを見たときに思ったことは、本当にとっても丁寧に作成されていて、本当に学校への提出さえなければよいものだったと思った。すぐに学校に通知したということが、なかなか全校にきちんと伝わっていなかったことは大変残念だと思うが、やはり学校側としても、保護者の方に提出していただくことによって配布だけで終わらないようにしたいという思いもあったかと思う。本当にパスワードを記載して、家庭内だけで保管するというのはとてもいいことだと思ったし、また、パスワードさえなければ、学校が提出するように求めたということも、学校側として配布しただけで終わらないようにしようという思いがあったと思うので、いいものを作っていたのに残念な結果になったと思った。しかし早い段階で、こういう形でおわびなどされたということで、一生懸命その後の対応もされていたと思う。今回パスワードをなしにして、またあのリーフレットを活用されるということなので、ぜひ、せっかくいいものができたと思うので、誤解されないように、また、継続して使用できたらいいかと思う。私の意見である。

副参事

今回は不適切なパスワードの取扱いで、生徒、保護者の関係の皆様にご心配、ご迷惑をおかけしたことを大変申し訳なく思っている。中田委員がご指摘のとおり、本リーフレットは、子供たちがSNSを利用する上で非常に様々な、健康被害やトラブル、事件などに巻き込まれず、安全かつ適正に利用するために大変必要なものであると考え、作成し、中でも家庭ルールというものをつくって、それに基づいて子供たちが使用することが必要であるということから、今回の取組をさせていただいたところである。今後も取扱い方には十分注意しながらも、家庭ルール、また、練馬区ルールを子供たちの中、家庭の中、また学校の中で推進できるように取り組んでいきたいと思う。

以上である。

教育長

私からも質問だが、資料3-1の3の教育委員会の対応のところに記載のある、全校宛での注意喚起の通知を行ったほか、臨時の校長会を開いたと思うが、お答えいただけるだろうか。

副参事

今回の件を受けて、12月9日の木曜日に、全小中学校、幼稚園含めて、園長先生、校長先生方にお集まりいただいた。今回の経緯をご説明するとともに、改めてこのリーフレットにとどまらず、個人情報の取扱い方を、適切に取扱うことについて徹底を図った。引き続き、教育委員会としては取り組んでいきたいと思っている。

以上である。

教育長

ほかにないか。よろしいか。

事務局の統括者として、誠に申し訳なく思っている。これについては、基本的な考え方は、先ほど中田委員がおっしゃったように、ある意味では、やることの趣旨はよかったが、最後のパスワードの記載ということについて不十分だったと思う。引き続ききちんとやらせていただきたいと思う。よろしいか。

それでは、報告の②番を終了する。

③ 令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金））について

教育長

続いて、報告の③番をお願いします。

子育て支援課長

資料に基づき説明

教育長

ありがとう。

それでは、ただいまの資料の説明についてご質疑があればお願いします。

坂口委員どうぞ。

坂口委員

本当に今、マスコミや国会でも、いつでもこのことが話題になって、一番困るのはどこだろうと思ったら、やはり実際に事務を行う事務局である。本当に毎日毎日情報が変わって行って、クーポンも、最初は全部クーポンと言われていたのに、現金でいいと変わるなどして、また、どれだけ事務が混乱するかなと思いながら、ニュースを見ていた。そのため、今の状況はよく分かる。今度練馬区は現金で払うそうだが、また年明けには次の事務が始まるわけで、それもはっきり名簿ができていないわけではなく0歳や、高校生など、そういう人たちの掘り起こしなど、非常に大変かと思うが、ぜひ、よろしく願います。

教育長

ほかにはないか。

それでは私から少々確認をさせていただきたいが、2支給対象者の(2)に高校生等と記載があり、その生年月日を書いてあるが、中学校を卒業して就職した人や、中学校を卒業して、高校に行かないで専修・各種学校に行かれたようなお子さんについては、支給の対象になるのか。

子育て支援課長

説明が漏れていて申し訳ない。こちらは高校生等と書いてあるが、あくまでもこの括弧に入っている生年月日が重要であり、高校生でなくても、ほかの学校等に行っている、あるいは働いていても、それは問題にならない。また、その対象になる高校生等の、その年代の方に収入があるなしということも、また関係ない。

その反対で、高校に行っている方で年代がここに当てはまらない方、例えば、本来普通にいくと、もう大学生であったり、高校を卒業している年代であっても、何かご事情があって今高校生という方もいらっしゃるかと思うが、そういった方は逆に対象外ということであり、高校生であったとしても対象にはならないといったものである。

以上である。

教育長

よろしいか。

それでは、③番を終了する。

- ④ 練馬区立東大泉児童館、練馬区立東大泉児童館学童クラブおよび練馬区立東大泉児童館第二学童クラブの指定管理者の選定について

教育長

次に、報告の④番をお願いします。

子育て支援課長

資料に基づき説明

教育長

ありがとう。

では、ただいまの資料説明について、ご質疑があればお願いします。よろしいか。

それでは、④番は終了する。

- ⑤ 練馬区立地域子ども家庭支援センター運営業務委託事業者の決定について

教育長

次に報告の⑤番についてお願いします。

練馬子ども家庭支援センター所長

資料に基づき説明

教育長

ありがとう。
報告⑤番について、ご質疑があればお願いします。

坂口委員

資料に記載があるが、委託期間は1年間になるのか。毎年、委託についての検討がされるようなシステムなのか。それを伺いたい。

練馬子ども家庭支援センター所長

今ご質問いただいた委託期間だが、この形で1年と書いているが、年度末に評価をさせていただいて、評価が良好であれば4回まで、5年間更新する形で契約を考えている。
以上である。

坂口委員

それでは大丈夫だと思う。せっかくいろいろなことに慣れて、業務に慣れてやっているのに、毎年委託についての検討がなされるのかと思って質問した。5年間は通常なら大丈夫ということか。了解である。

教育長

ほかにはないか。よろしいか。
それでは、報告⑤番は終了する。

⑥ その他

教育長

その他報告はないか。

教育指導課長

それでは私から、口頭報告ではあるが、区立小学校での不適切な事案の発生についてご報告をさせていただく。なお、不適切な事案を発生させた職員名、それから勤務している学校名や学年などは、学校を特定することで、子供たちが不利益を被るおそれがあるため、伏せてお伝えをする。

区立小学校において、教室の児童をスマートフォンで無断撮影するという事案が発生した。当該校でスマートフォンの所有者を特定し、事情聴取をしたところ、同校に勤務する会計年度任用職員、36歳男性、この人物が撮影を認めたため、直ちに警察に通報した。現在警察による捜査は行われているが、これまでに分かっていることでは、14日火曜日と13日月曜日の2日間、それぞれ1クラスずつ、計2クラスの体育授業の着替

えの様子を撮影していたということが判明している。

事案発覚の経緯である。14日火曜日に教室に戻ってきた児童が、教室内にあったスマートフォンに気づき、担任へ知らせ、その担任から管理職に報告があったことから発覚したものである。15日水曜日には、午後6時半より臨時保護者会を開催し、保護者に謝罪するとともに経緯を説明している。多くの保護者の方々にご参加いただき、様々なご意見をいただいたところである。また、来週21日火曜日には、臨時校長会を予定している。この臨時校長会を通して、全ての学校・園の全ての職員でこの事案を共有し、再発防止に向けた服務規律の徹底を図っていく。また、教育委員会としても、任用に係る精度を上げ、再発することのないようにしていきたいと考えている。

このたびは区への信頼を著しく失墜される事態になったことは誠に遺憾である。深くおわび申し上げる。区教育委員会としても、子供たちを守ることを第一に、警察に必要な協力を行うとともに、再発防止に向けて、学校職員への指導を徹底して、信頼回復に全力で取り組んでまいります。

また、当該職員については、事実関係が確認され次第、厳正に対処していく。
報告は以上である。

教育長

それでは、ただいまの件について、ご質問等があればお願いします。

仲山委員

再発防止は非常に、どのようにしたらいいのか、いろいろ難しいことかと思うが、ぜひよろしくをお願いします。

それから、やはり子供たちの中には、非常に心配している子供たちもいるのではないかと思う。いわゆる心のケアだが、そちらのほうに関しても十分行っていただきたいと思う。

以上である。

教育指導課長

再発防止には本当に徹底して努めていきたいと考えている。特に私どもも一番心配しているところが、子供たちの心のケアであるので、早速子供たちへのアンケートを実施していて、不安な思いを今書き出している子供には面談を行ったり、不安を解消したりする職員をあてている。もともとスクールカウンセラーや心のふれあい相談員という職員が当該校には勤務しているが、これに加えて、学校教育支援センターから職員を派遣して、心理士を派遣して、心のケアを行っていく。今後も、子供たちの不安が1つでも解消できるように、長期間になるかもしれないが、対応していきたいと考えている。

以上である。

教育長

ほかにないか。

仲山委員どうぞ。

仲山委員

今回のこのことを知ったほかの学校でも、やはり不安を感じる児童だとか、父兄の方がいらっしゃると思うが、そういうことに関しても、不安を解消するような何らかの手だてをしていただければと思っている。

教育指導課長

ご意見をいただいた。そのように努めていく。まずは臨時の校長会で、この情報、事案について共有し、どのようなことができるのかというのを検討していきたいと考えている。

以上である。

仲山委員

ありがとう。

教育長

ほかにないか。

中田委員どうぞ。

中田委員

たった1人の方の不祥事によって、普通に、子供のためにと頑張って働いている方も、そういう目で見られるようなことが起きる気もする。子供たちの心のケアももちろん大事であるし、子供たちをサポートする職員を増やそうと、練馬区でも一生懸命やっていたら、こういうことが起きたことで、やはり現場で働いている方が、嫌な思いをしないようにもしていただけたらよいと思った。

以上である。

教育長

ほかにないか。

では、私から最後に申し上げます。本日は、先ほどのSNSのパスワードの案件、ただいまの盗撮の案件について、この時期に大きな事件を起こしてしまったことを誠に申し訳なく思っている。今後、綱紀を引き締めて、また、職員の採用等については、このようなことのないように十分取り組んでいきたいと考えている。このたびは誠に申し訳なかった。

それでは、ほかに報告事項はないか。

事務局

教育長、事務局である。

現在のところ、ほかにない。

以上である。

教育長

それでは、全て、案件は終了した。

最後に、明日12月18日付をもって、教育委員の任期が満了となる高柳誠委員から、ご挨拶を頂戴したいと思う。

高柳委員

時間をつくっていただきありがとうございます。

4年間だが、私としては大変いい経験を積ませていただいた。今まで二十何年、練馬区で勤めたが、子育てや保育、それから教育の施策と計画がこのように計画されて、運営されて、評価されて、また会議で話されるということも目の当たりにできた。非常によかったと思っている。大変貴重な経験だった。自分の力が少しでもそういうところに活かすことができたとしたら、大変うれしく思っている。

簡単に、私が本当にいい経験をしたなというのは、先ほど言ったような、そういう施策のほうの活躍もあるが、特によかったのは、やはりそれぞれの施策を実行、それから改善するに当たって、それぞれ担当の、ここにいらっしゃる教育長を中心に、また、部長、課長の皆さんと担当の係の皆さんが、本当に使命感と責任感を持って、本当に努力されて、特にこの2年間、新型コロナウイルスの対応が大変だったと思うし、また、今も気が抜けない状況である。またいろいろな課題、新しい課題も生じていくが、ぜひ皆さんには健康には十分気をつけられて、今後とも練馬区の子育て、それから保育、教育の充実のためによろしくお願いしたいと思っている。

簡単だが、心から感謝申し上げます。ありがとうございます。

教育長

それでは、以上をもって第24回教育委員会定例会を終了する。